

別紙

宗教法人善福寺 特別永代供養墓 六賢弁天堂 使用規則

第1条 [名称]

宗教法人善福寺（以下、「当法人」という。）が建立、運営する特別永代供養墓の名称は六賢弁天堂（以下、「六賢弁天堂」という。）と称する。

第2条 [所在地]

六賢弁天堂は神奈川県南足柄市怒田153番地に位置する。

第3条 [使用条件]

1. 六賢弁天堂の管理責任者は当法人の代表役員とする。
2. 六賢弁天堂での祭祀方法は、浄土真宗本願寺派の形式で実施するものとする。
3. 六賢弁天堂での供養期間は、50回忌までとする。

第4条 [運営管理]

1. 六賢弁天堂の清掃等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、永代供養懇志をもって充てるものとする。
2. 使用者（申込者）がその責に帰すべき事由により六賢弁天堂の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任でこれを速やかに復元するものとする。

第5条 [埋葬・改葬の手続き]

六賢弁天堂に埋葬又は改葬する場合は、各市区町村の発行する埋（改）葬許可証を添えて、当法人に届け出るものとする。

第6条 [埋葬・改葬の費用]

1. 永代供養懇志は、故人一人の遺骨全てを納骨の場合、金壺百萬元（1,000,000円）、故人一人の遺骨を分骨納骨の場合、金壺拾萬元（100,000円）とし、契約時に指定された方法で当法人に納入する。
2. 納入された費用は、いかなる理由があってもこれを返還することはできない。

第7条 [埋葬・改葬の方法]

1. 六賢弁天堂では50回忌まで骨壺を安置し、それ以降は六賢弁天堂内に散骨をする。
2. 希望により故人遺品等（寸法：縦70mm x 横70mm x 高さ125mm程度に収まるもの）を骨壺と共に安置し50回忌で遺骨と共に堂内に散ずる。
3. 散骨された場合、遺骨及び遺品等を再収集することはできない。

第8条 [使用権の譲渡等の禁止]

使用者は六賢弁天堂使用権を第三者に譲渡等とはできないものとする。

第9条 [使用権の取り消し]

当法人は、使用者（申込者）が次の事項に該当したときは、六賢弁天堂の使用許可を取り消すことができるものとする。

- ①当法人より許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ②六賢弁天堂使用権を第三者に譲渡又は転貸したとき。

第10条 [不可効力による事故の責任]

六賢弁天堂で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第11条 [その他]

この規定に定めるもののほか、必要な事項は当法人が定めるものとする。

令和 5年10月10日制定

浄土真宗本願寺派 善福寺

住職 伊東 昌彦